

野洲病院支援継続可能性調査業務報告 (概要)

1. 調査目的と検証・評価方法について

野洲病院の機能、運営及び財務状況等を包括的に調査し、継続的に実施されている地域医療振興資金の貸付等の成果と今後の野洲病院による中核的医療機能の確保の可能性並びに支援継続の可能性の検証の基礎資料とする。

また、調査業務終了後、野洲病院支援継続可能性評価委員会を開催し当調査分析結果を基に検証・評価を行う。尚、当評価委員会の検証・評価内容には、野洲市情報公開条例及び個人情報保護条例の規定に照らし非公開情報とするべき内容が含まれる可能性があることから、当評価委員会では非公開とし、当該内容を削除した議事録を後日公開する。

2. 調査期間

平成 27 年 12 月 24 日～平成 28 年 2 月 15 日

3. 調査業務委託内容

業務名：野洲病院支援継続可能性調査業務委託

受託者：株式会社 病院システム 業務委託料：2, 106, 000円

履行期間：平成 27 年 12 月 24 日～平成 28 年 2 月 15 日

成果物：野洲病院支援継続可能性調査業務委託 報告書（全編 44 ページ）

資料-1 訪問調査にての医療機能調査項目（全編 4 ページ）

資料-2 訪問調査記録（全編 30 ページ）

資料-3 訪問調査写真記録（全編 34 ページ）

4. 調査内容と方法

次に示す調査内容について調査を実施した。

調査内容と調査の視点	調査方法
医療機能調査 ①患者中心の医療の推進 ②良質な医療の実践 ③良質な医療を構成する機能 ④理念達成に向けた組織運営	現地調査 平成 28 年 1 月 18 日（月）、19 日（火） ・公益財団法人 日本医療機能評価機構 審査体制区分「一般病院 2」の評価項目に準じて調査した。
施設性能調査 ①老朽化 ②狭隘化と患者アメニティ ③安全性（耐震性・その他）	現地調査 平成 28 年 1 月 18 日（月）、19 日（火） ・構造躯体の耐震性評価については、建築基準法第 20 条及び建築基準法施行令第 3 章第 8 節（第 81 条～第 106 条）の改正新耐震設計法により評価した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・設備等については、一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター「建築設備定期検査報告書」に準ずる視点の弊社評価基準にて評価した。
<p>経営・運営調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収支の状況 ②財務の状況 ③経営諸比率の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・費用の適正性 ・生産性 ・収益性 ・安定性 ④借入金返済計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度から平成 26 年度の決算報告書、事業報告書、収益的収支明細書等にもとづき調査した。

5. 調査結果の概要

【医療機能】

- 患者からの信頼を得るための医療提供機能としての人材、マインド、医療の質は、類似他病院と比較して劣る部分もあるものの、全体的には遜色なく、地域医療連携方法など、ある部分においては、レベルの高い医療を提供している。
 - ・医療提供にとって重要な患者への説明と同意に関しても患者・家族の理解を確実に得るための工夫が行われている。
 - ・医療安全確保、医療関連感染制御についてはおおむね適切に取り組まれているが、各部署での業務の手順の標準化のために、ルールを明文化することが必要である。
 - ・患者の情報共有のための仕組みやツールが整備され、患者の情報や診療・ケアの記録は、確実に記録に残されている。さらに、記録の質の担保についての取り組みとしての記録監査も行われており、適切である。
 - ・チーム医療の実践としては、説明と同意の場面や身体抑制の早期解除・回避、カンファレンスの実施等において、多職種が協働して患者の診療・ケアを行っていることや、診療・ケアの質の向上を目指している。
 - ・野洲病院の理念達成に向けた組織運営については病院の運営上の課題が明確にされ、病院幹部がリーダーシップをもって、解決に向けて取り組まれている。
- 療養環境、施設設備については狭隘さ（野洲病院 53.3m²/床、同規模病院平均 72.4m²/床）老朽化が目立ち、中でも患者のプライバシー確保や利便性、安全性の確保、衛生管理などで対策が必要な箇所が見受けられた。

【施設性能】

- 建物は、各所で経年劣化が見られ、躯体の老朽化、仕上げ材の劣化、設備機器の劣化、能力不足が顕著である。特に東館は、建物の耐震性能が低く、耐震補強を必要とするが、病院建物の性格上、補修工事が極めて困難である。
- 医療機関としての継続を前提とした場合、建て替えが必要であるものの、制約の多い現在地での建替えは難しく、敷地の拡大も不可能であることから、移転建て替えによる全面的更新が必要である。

【経営・運営】

- 経営状況は、平成 26 年度は医業損益で 33 百万円の黒字となり、野洲市、県からの補助金など医業外損益を加えた純損益は約 119 百万円の黒字となっている。
- 借入金の返済は、平成 28 年度は約 280 百万円、平成 29 年度は約 193 百万円、平成 30 年度は約 173 百万円、平成 31 年度から 34 年度で約 297 百万円の返済が見込まれる。市からの補助が同額程度交付され、平成 26 年度の同程度の黒字額が確保されることを前提とすると、この部分の返済は可能であると考えられる。
- 現行施設での運営を続ける場合に必要な施設の改修費用は、耐震費用を含まず約 14 億円と試算されるが、実質的な効果がなく、この費用の独自の捻出は不可能であると見込まれる。また、東館の耐震工事も困難であることから、大規模改修工事のみでは必要とされる抜本的な施設機能の改善は達成できない。

6. 野洲病院支援継続可能性評価委員会の目的とスケジュール

1) 設置目的〈野洲病院支援継続可能性評価委員会設置要綱 第 1 条〉

特定医療法人社団御上会野洲病院の機能充実を図るために市が実施する野洲病院への財政支援の実効性及び遵法性について、学識経験者等による客観的な検証及び評価を行うため、野洲病院支援継続可能性評価委員会を設置する。

2) 所掌事項〈野洲病院支援継続可能性評価委員会設置要綱 第 2 条〉

評価委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が実施する野洲病院への財政支援の実効性及び遵法性の検証及び評価
- (2) 市が実施する野洲病院への財政支援による中核的医療機能確保の可能性の検証及び評価
- (3) (仮称) 野洲市民病院整備に向けた野洲病院の医療資源及び病院運営に係る課題等の検証及び評価
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3) 評価委員会の進行予定と内容

【第1回評価委員会】平成28年2月18日（木）13:30～15:30

野洲病院の医療機能、施設性能、経営・運営状況についての調査・分析結果及び野洲病院への財政支援の遵法性等を含む妥当性について検証・評価。

【第2回評価委員会】平成28年3月14日（月）10:00～12:00

第1回評価委員会における検証・評価結果を基に、野洲病院による市内における中核的医療機能の継続の可能性及び野洲市病院への財政支援の妥当性について、当評価委員会の提言を検討のうえ確定し市長に提案。

【市議会に報告】平成28年3月17日（予定）

当評価委員会の提言を基に市の方針を決定し市議会に報告。